

2次評価(基本施策評価)結果について

分野	政策	基本施策	基本施策 番号	評価責任者 (基本施策主管課長)	総合評価 (今後の方向性、事業の見直しについて等)	
I 健康・ 福祉	(1) 健やかに暮らせる安心なまちづくり 【安心・安全】	① 10万市民の健康を維持する	1	健康推進課長	健康増進事業の企画及び運営に関し、平成23年度策定した「伊賀市健康21(第2次)計画」に基づき、保健所、福祉事務所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、ボランティアを含む住民の代表等からなる協議会において、これらの者の意見を聴き、その協力を得て、健康増進事業相互間、健康増進事業と医療及び福祉サービス並びに地域と職域の保健サービスの有機的な連携及び調整を積極的に図るものとする。また、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識を持って、主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域・行政・学校・職場などが一体となって、これを支援し、市民の健康づくりを総合的に推進する。	
		② 身近なところで高度な医療を提供する	2	地域医療対策課長	引き続き、上野総合市民病院の常勤内科医師の確保に全力を挙げて取り組む。限られた医療資源を有効に活用するため、救急医療に携わる病院の診療機能の重点化を図り、魅力ある病院作りに努める。	
	(2) 地域で支え合う福祉のまちづくり【快適】	① 高齢者などを地域や集落で支える環境をつくる	3	介護高齢福祉課長	平成27年度までの第2次地域福祉計画に基づき、テーマ別部会をはじめ社会福祉協議会と協働して、高参加・高福祉の理念にあるしくみづくりを進める。	
		(3) 必要なときに支えがある安心なまちづくり【安心・安全】	① 子どもや高齢者を地域ぐるみで見守る	4	介護高齢福祉課長	現在実施している地域福祉権利擁護事業補助も、能力に応じた負担の検討が必要
			② 障がいのある人の自立した生活を支える	5	障がい福祉課長	平成25年の基本施策指標の目標値を達成するために、現在実施されている施策等について、「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」等で協議を行う。また、障がい者福祉計画に基づいた事業実施について、行政の担当各課に実績と課題提出を求め、同協議会にて事業評価を行い、今後の施策につなげていくことが必要である。
			③ 高齢者の健やかな生活を支える	6	介護高齢福祉課長	効率性の検証として、コストに見合った効果があるか否かを実施する。
		④ 老後の生活や低所得者の自立を支える	7	介護高齢福祉課長	寝たきり高齢者等福祉手当支給事業は、一定の所得制限が必要である。	
	(4) 次世代をともに育成するまちづくり【共生・交流】	① 子どもを産み育てやすい環境をつくる	8	こども家庭課長	次世代育成支援対策地域行動計画が平成26年を持って終わることになる。平成25年度にニーズ調査を実施することにより、基本施策指標を見直してもいいのかもしれない。しかし、「必要だと思う」というのと、「利用する」とは違うことを考え、指標としては、必要であり活用をする施策を展開していかななくてはならないと考える。	
		② 家庭の教育力を高める	9	八幡町市民館長	小学校区内のより多くの地区内外児童が、事業に参加する工夫、取り組みが必要である。	
		③ 少子化に歯止めをかける	10	こども家庭課長	事業全体の見直しとしては、平成26年度中に平成25年のニーズ調査や、この5年間の取り組み結果にあわせ、続けていくもの、方向性を考えるものなどの見直しを行っていく。	
II 生活・ 環境	(1) 事故や犯罪のない安全なまちづくり【安心・安全】	① 犯罪や交通事故を未然に防ぐ	12	市民生活課長	加齢に伴う身体的機能の低下などが交通事故につながることから、運転技術の低下防止や交通法規の再認識への取組は、一人ひとりの交通安全に対する意識を高める機会となり、必要性が高い。超高齢社会により、対象者が増加していくことから、運転者への啓発だけでなく歩行者への啓発も必要であると思われるため、実施回数を増やすとともに、実施方法を検討する必要がある。	
		② 環境にも家計にもやさしい消費生活を普及させる	13	市民生活課長	多様化、複雑化した相談において解決策を探っていくには、専門的な知識を習得した弁護士や専門相談員の対応が必要であり、市民が個々の対応となると経費的にも多額の費用を要するため、無料相談の設置は意義があり、継続していく必要がある。	
		③ 感染症などの流行、拡大を防ぎ、食の安全を確保する	14	健康推進課長	感染症の発生予防に重点を置いた施策の推進、平時から住民に対して広報誌等を利用した、感染症に関する情報提供普及啓発等を行うとともに、予防接種法に基づく定期予防接種を実施する。健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応を保健所と連携しながら、役割分担に応じて、防疫活動、保健活動などを感染症の患者等の人権を尊重しながら迅速に実施・対応する。	
	(2) 災害や火災に備える安全なまちづくり【安心・安全】	① 自然災害等への十分な備えをする	15	総合危機管理室長	災害時における市民への確実な情報伝達手段の整備が喫緊の課題であり急務である。防災行政無線の整備については、必要性が高いが高額の費用を要するため、実効性の検証が必要である。また、近年では急速に普及が進んでいる携帯電話のメール機能により防災、防犯情報を提供できるシステムの更なる整備が必要である。	
		② 火災を防ぎ、市民の命を救う	16	消防総務課長	市民生活が安心して暮らせるまちづくりのため、消防体制の整備強化を図り、地域活動における消防団員の適正化、自主防災組織の育成と活動強化を進める。消防水利についても、出火率の高い住宅地を優先に低充足地域から整備を強化する。救急救命士をはじめ、職員が専門知識取得の研修(講習)に参加できる環境整備を行う。整備計画の根幹である署所整備と同時に、装備・人員等の計画方針を行う必要がある。	
	(4) 自然と共生するうるおいあるまちづくり【快適】	① 自然と共生する、住みよいまちをつくる	19	環境政策課長	ごみの減量化に向け市民が一体となった協力体制が必要である。市民に環境問題が身近な問題であることを認識してもらうために、行政や環境保全団体などとの連携により環境セミナーや行事への参加を呼びかける。今後は啓発活動の内容の見直しや環境パトロールの強化などを図っていきたい。	
		② 美しい川の環境を維持する	20	建設1課長	現在実施している里川改修工事を早期に完了させ、また、新規の事業採択に当たっては、費用対効果に留意し国の補助メニューを活用するとともに、採択基準を明確にして緊急度の高い河川を採択する。浸水被害を低くするために、河川堆積土砂の浚渫工事を進める。その際、地元へ残土捨場の確保を要請し工事費の圧縮に務め、さらに、河川敷内の草刈作業に対する草刈燃料支給の作業協力を拡大する。	
	① 安全でおいしい水道水を安定供給する	21	水道部施設課長	平成20年3月策定の「伊賀市水道事業基本計画」(地域水道ビジョン)～ひと・地域(まち)・未来を結ぶ輝く水道をめざして～に基づき、「安全・安心・安定な供給」を図る事業を推進する。		

2次評価(基本施策評価)結果について

分野	政策	基本施策	基本施策番号	評価責任者 (基本施策主管課長)	総合評価 (今後の方向性、事業の見直しについて等)	
	(5)暮らしを支える生活環境の整ったまちづくり【快適】	②全市的に生活排水処理施設を整備する	22	下水道課長	生活排水処理施設整備率は、現在実施中の農業集落排水3地区が完了すると、平成27年度には75%と想定され、一定の成果が得られるが、基本施策名「全市的に生活排水処理施設を整備する」には程遠く、特に中心部においては整備が一向に進まないとの指摘が多い。しかし、上野処理区については多額の事業費、長期の事業期間が必要であり、現計画では進めることができない。今後実現可能な生活排水対策を進める必要があるが、当面の対応として市単下排水路整備事業や合併処理浄化槽設置事業の推進を図る。	
	(7)環境への取り組みが進むまちづくり【意欲】	①ごみを減らす生活を送る	24	清掃事業課長	資源再利用回収奨励金及び生ごみ処理容器購入費補助金交付事業のあり方(制度)について、他の自治体の状況を調査し、関係機関と協議のうえ平成25年度までに一定の方向を定める。 容器包装プラスチックを始め資源ごみの分別徹底を啓発し、資源のリサイクルを推進する。	
		③環境問題などに協働して取り組む	26	環境政策課長	産業廃棄物最終処分場周辺地区の住民の安全、安心面を考え整備対応を行っている。今後の展開として、住環境の整備と地域の環境保全に努める。なお、事業着手が遅い部分については、担当課と協議を行い、ゆとりのある執行計画を立てるようにする。また、伊賀市環境マネジメントシステム推進事業については、進捗管理及び達成状況の把握に努め、環境管理推進会議に諮り改善点を見出していく。	
	(8)自然と調和し、秩序のあるまちづくり【快適】	①秩序のなかにもにぎわいのある都市空間をつくる	27	中心市街地推進課長	中心市街地活性化基本計画に位置づけられた事業については、認定計画の完了予定時期である平成25年3月までに、3つの目標数値(歩行者・自転車通行量、小売商業年間販売額、コミュニティバスの利用者数)を満たすよう事業推進を図りつつ、期間の延長や2期計画の必要性を検討しなければならない。 また、都市計画区域の再編と区域区分の方針については、当市の土地利用にかかる根本の考え方であり、将来を見据えた計画を策定しなければならない。	
		②緑化を進め、公園や緑地を整備する	28	都市計画課長	平成27年度の目標値を達成するため、都市公園(開設)面積及び施設の整備の事業進捗率については、引き続き制度事業の計画通りに実施する。庭木の整枝・剪定講習会の開催については、今年度において開催時期や場所等を検討し、目標人数に近づけるよう努める。市民緑地については、市街化区域内の遊休土地の問い合わせなどの際に、制度の活用について説明するなど、制度普及に向けた取り組みについて年度内に検討する。	
		③伊賀市らしい景観を守り、活かす	29	都市計画課長	行政と市民の協働による景観まちづくりを進める上で、シンポジウムの参加者を増やすことで、景観まちづくりに対する理解・啓発を進める観点から、会の活動の周知やシンポジウムの開催の持ち方など引き続き検討の余地がある。このため、「ゆめさき会」については、事務局を住民団体へ移行途中であるが、会員数の増加が少なく、財政基盤が脆弱であることから、住民自治協議会など広く受け入れ団体を検討する必要がある。	
		④伊賀市らしい住まいと居住環境を創造する	30	建築住宅課長	社会的ニーズ、セーフティーネットについては、社会情勢、弱者保護の情勢の変化、人口統計の推移など、今後の計画期間を10年間とし、5年毎に実施の見直し、精査を実施し進める。	
	Ⅲ教育・文化	(1)明るい未来の希望を育むまちづくり【意欲】	①個性を伸ばし、夢を追い求められる教育を進める	31	学校教育課長	「個性を伸ばし、夢を追い求められる教育を進めるには、教育内容に関わる事業と教育環境に関わる事業を適切に推進していくことが必要である。 教育内容に関わる事業では、「伊賀市の子どもたちの学力向上」に向けての取組を重点とすることによって、他の事業の内容を見直し、限られた予算を効率的に執行していく。 学力の保障はまさに子どもたちにとって将来の夢の実現に向かう進路保障の取組そのものとなる。とりわけ経済的・家庭的状況の厳しい子どもたちや特別に支援を要する子どもたち、外国籍の子どもたちなど社会的に厳しい状況に置かれている子どもたちの教育を保障する事務事業については、子どもたちへの直接的な支援につながるよう事務費を見直ししていく。 学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場であるとともに、地域住民の避難場所でもあることから、耐震力のない施設については、計画的に耐震補強工事を行い、安全・安心な学校環境の充実を図っていく。 校区再編については、学校規模の適正化の観点から再編計画に添って進めて行くが、保護者や地域の意向も検討しながら弾力的に推進していく。
		(2)生涯を通じて生きがいを持てるまちづくり【意欲】	①だれもが生きがいを持てる機会をつくる	33	中央公民館長	①現在公民館に所属するサークル協議会には運営助成しているが旧市町村における助成を踏襲しており公民館によって格差が大きい。そのため、助成金の総額は縮減を図りながら格差の是正に努める。また、市内サークルの連携を図るため連絡会の開催を検討する。 ②公民館講座・教室の開催数や参加定数に公民館により大きな開きがある。参加者の実績も考慮しながら講座内容等検討する。 ③ハイトピア伊賀の生涯学習センターを基点として情報発信や、指導者バンク等の整備を行いさまざまなメディアによる生涯学習情報発信の整備に努める。 ④図書情報の電子化により図書館、公民館図書室等の連携と相互貸借の充実を図る。
			②だれもが気軽に楽しめるスポーツを振興する	34	スポーツ振興課長	「人が輝く地域が輝く」市の将来像実現のためスポーツの持つ役割は大きく、施策の実現のためにそれぞれの事業を推進していく必要がある。 平成24年度から市独自のスポーツリーダーバンクを立ち上げたことにより、学校のクラブ活動を含めたスポーツ指導に貢献できるものと考えている。 市民スポーツフェスティバルは市民が一堂に集う唯一のスポーツイベントにもかかわらず、参加者数が減少傾向にあるため種目の変更や住民自治協議会での取組みの強化を図っていく必要がある。
(3)歴史・文化を守り、未来へとつなげるまちづくり【継承】		①歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ	③文化・芸術により、豊かな感性と創造性を育む	35	企画課長	伊賀市という文化歴史に恵まれた地域性を活かした文化力の向上を目指し、幅広い年齢層の市民が、多くの文化芸術に触れることができる環境づくりと、市民一人ひとりの文化芸術に対する意識の高揚、更に事務事業の運営等の見直しを行うことにより、さらに充実した施策としたい。また、文化振興事業にかかる費用対効果については評価として表しにくいのが、財政的なことも考慮した中で事業の役割分担を検討し、効率よく事業の展開を図っていきたい。
	36		文化財室長	『伊賀市史』については、計画的に平成27年度までに6巻の刊行を終了し、販路の拡大、発刊の啓発をはじめとする販売促進を強化し、また、在庫を少なくする努力をもって歳入増加を図る必要がある。 文化財については、文化財の計画的な調査と保存管理を行うとともに、保護・伝承を推進する。また、文化財を身近に理解できる機会を設ける努力が必要である。施設は、指定管理者に委託しているが、企画展、講座等の開催数を増やして来館者数を増加させるとともに、当室独自の企画による市民参加を得る事業を検討して、文化財の利活用を図る必要がある。		

2次評価(基本施策評価)結果について

分野	政策	基本施策	基本施策番号	評価責任者 (基本施策主管課長)	総合評価 (今後の方向性、事業の見直しについて等)
	(4) 子どもたちを健全に育成するまちづくり【安心・安全】	①子どもたちの健やかな成長を促す	37	生涯学習課長	青少年指導者育成のための講座等について情報発信するとともに、青少年育成団体の活動体制の見直しと団体等が行う推進大会、研修会、講座、等各種事業への参加者数を増やすために学校や地域と関係を取りPRに努める。
	(5) だれもが尊重される人権文化のまちづくり【平等】	①互いを認めあい、すべての人の人権を尊重する	38	人権政策・男女共同参画課長	地域や団体、企業等が主体的に人権問題に取り組む、差別や人権侵害のない、人権が確立された社会を構築するため、それぞれの責任と役割を明確にしていく必要がある。特に地域においては学習教材の充実と研修機会の拡大が必要であるが、啓発を推進していく人材の養成と地域での推進体制の確立が不可欠である。引き続き、モデル事業等を活用し、リーダー養成に努める一方で、推進体制が整備されるまでの間、当該地域在住の市職員、教職員の関わりやサポート体制の充実に努める必要がある。
		②部落差別の解消に向け、同和行政を推し進める	39	同和課長	「部落差別の解消に向けた同和行政を推し進めるために、同和施策推進計画を見直し、その計画に基づき事業の推進を行う必要がある。このため、庁内各課と連絡を密にした事業の進捗管理に努め、また、関係機関・団体との連携、協議を継続して状況把握を行う。住民の福祉の向上、自立向上を進めるために、各隣保館事業を地域の実情を踏まえて実施するとともに周辺地域との連携についても配慮して同和行政全般についての市民の理解が深まるように努める。また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のために、市民の研修会・学習会・地区懇談会等への参加を積極的に呼びかけ、同和行政の必要性を周知する。
		③ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちをつくる	40	障がい福祉課長	今後、公共の建物などを新設・改築する際に、さまざまな立場の人たちが協議の場に参加できるしくみや、市が建設する施設、市が主催するイベント、また日常業務において、ユニバーサルデザインの理念が反映されているかを評価し改善するシステムを構築することが必要である。
	(6) 男女がともに参画するまちづくり【共生・交流】	①あらゆる場に男女がともに参画する社会をつくる	41	人権政策・男女共同参画課長	これまで男女共同参画が進みにくかった原因の一つに、男女共同参画という言葉の認知度が低かったことが挙げられるが、「なぜ、男女共同参画が必要なのか」「今、行っている事業が男女共同参画にどうつながるのか」が市民に十分理解、浸透していなかったことが考えられる。第2次計画ではこのことを踏まえ、課題解決に直接つながる事業を新規に立ち上げ、人材育成につながる事業に重点をおいている。重点施策である「女性のエンパワーメントと女性リーダーの育成」を図るため、女性リーダー養成講座の実施や人材バンクを設置し、「ワーク・ライフ・バランスの推進」を図るためには、各種講座事業を実施している。方向性が明確になったことで事業に取り組む意識も高まり、計画した事業を真摯に継続していくことが必要である。特に、ワーク・ライフ・バランスの推進に加え、男性の参画意識を変えていく、高めしていく啓発事業については講座の内容や手法に工夫と検討が必要である。
	IV 産業振興	(1) 地域資源を活かした活力あるまちづくり【継承】	①持続的で個性的な農林業を実践する	42	農林振興課長
②伊賀ブランドの価値を高め、売り出す			43	農林振興課長	現在実施されているイベントや各種団体等への負担金・補助金について観光事業との整合性も図る中で抜本的な見直しを行う。その上で各種団体等との役割分担を明確にし、観光宣伝事業等にあわせて特に購買力のある大都市圏へのPRを進めていく。H25年度までに現在実施されているイベントや各種団体等の負担金、補助金を整理し各事業等の効率化によって生じた財源を積極的に大都市圏へのPRに活用する。また、今年度から三重県が進める営業本部の積極的活用を図ると共に、三重県のブランド認定にも積極的に取り組み活用を図る。
③資源もてなしの心を活かし、観光を振興する			44	商工労働観光課長	観光客の増加を図っていくには、各観光地周辺地域の住民や商店との連携が必要で、にぎわいの創出まではできても、訪れた観光客に対して郷土の料理や名産の提供など民間の観光産業としての力を発揮願うよう連携・協力の強化を図るとともに、受け入れの社会資本整備について支援の方策を検討する必要がある。
(2) 日常生活に不便を感じないまちづくり【便利】		①住む人にとって魅力ある商店・商店街をつくる	45	商工労働観光課長	駅前再開発ビルの完成後には、市の一部機能が移転するため、確実に現在より多くの市民が駅前ビルに訪れることになる。いかにそこから商店街へ導けるか(魅力ある商店街として)が重要で、個店、商店街、地元住民が一体となって集客イベントの開催や個店ではきかない高齢者等への宅配サービス・訪問販売など地域での高齢者見守りとしての役割を果たすなど組織として取り組むことに対して支援を図っていききたい。
(3) 雇用の場が充実しているまちづくり【意欲】		①地元魅力的な雇用の場をつくる	46	商工労働観光課長	社会経済情勢や産業構造が変化するなかで、新たな就業機会の確保を図っていくには、高齢者にはシルバー人材センターを通じての支援や若年層には就職セミナーの開催など市でできる雇用施策には限りがあると思われる。このようななか、「ゆめテクノ伊賀」を活用し、企業の第2創業や起業家を育成し新産業を創出することにより就業機会の確保を図ることが重要である。また「ゆめテクノ伊賀」を中心に産学官連携を強化することにより情報交換、交流の場を設ける人的ネットワークを強化し、新事業の展開、販路拡大を通じて働く場所の提供を図り、「ゆめテクノ伊賀」での共同研究やインキュベーション室から早く成果(新事業)を導き出すべく支援を図っていききたい。情報等の提供について、情報発信システムである「いがパートナーねっと」では求人情報も発信することができる他、企業側での情報交換などが可能であり、その利用者の拡大を図って行く必要がある。
		②企業誘致により雇用の場を増やす	47	商工労働観光課長	現在の経済状況において、雇用の場をつくるには企業誘致が必須の施策であるが、今後少子化が進む中で労働力人口の減少が考えられ、企業の業績回復後には地域での人材不足が懸念されるところである。魅力ある企業が立地し、当地区の企業への通勤圏内に定住人口が増加することが地域経済の発展につながるものと確信している。また、三重県は「ライフ・イノベーション」を県内で推進するため、地域活性化総合特区として「みえライフイノベーション総合特区」の指定を受け、この特区では三重大学のライフイノベーション推進センターを中心として、県内に6箇所に地域拠点が設けられ、この伊賀市においても、ゆめテクノ伊賀の三重大学伊賀研究拠点を地域拠点として活用し、ゆめポリスに集積した薬事産業による研究開発や製品化の促進、さらには伊賀地域には汎用機械事業者が多く集積していることから、医療・福祉機器等の製品開発など、医療、福祉分野への参入が図られ、産業界にとって医薬品、医療機器、健康サービスの開発が進展することが予想され、今後は市として地域拠点と連携を図りながら市内企業に対して情報提供など積極的な支援、協力を効果的に推進しなければならない。
(4) だれもが働きやすいまちづくり【便利】	①仕事と子育てを両立できる職場環境をつくる	48	商工労働観光課長	目標数値の達成(満足度を上げる)は、現在の事業に加え、行政での啓発事業中心にした啓発を図ると共に、育児休業制度や介護休業制度などの充実を図るため、制度未整備企業等に対し制度化実施を呼びかけ、また、企業・事業所等においては、その社会的責任を果たすべく、各種制度の充実を図り、働きながら子育てが容易にできる環境などワークライフバランスの定着に向けて取り組む必要がある。	

2次評価(基本施策評価)結果について

分野	政策	基本施策	基本施策番号	評価責任者 (基本施策主管課長)	総合評価 (今後の方向性、事業の見直しについて等)
V 交流基盤	(1) 市内外を移動しやすいまちづくり【便利】	① 広域的な道路・交通環境を整備する	49	企画課長	伊賀線については、経常経費の削減には限界があり、このまま利用者の減少が続けば今後、更に経営が困難となり、存続の危機に陥ることが予想される。利用促進に向けた施策の継続的な実施に加え、住民自治協議会等による沿線住民の利用意識の効用や市内の学生を対象とした通学定期運賃の補助を前提とした抜本的な通学定期料金の見直しなど具体的な施策を検討するとともに地域の生活を支える鉄軌道として市からの運営補助が終了する平成28年度までに、再構築に向けた新たなスキームについて、伊賀鉄道(株)等と協議・検討が必要と考える。 JR関西本線については、大阪と名古屋を最短距離で結ぶ国土幹線上の重要な路線であることの認識のもと、複線電化に繋がる利用促進と利便性向上への取組みについては、引き続き、促進団体、三重県、沿線自治体が一丸となって、要望活動や各種事業の展開を図ることが重要だと考える。
		② 市内道路網を機能的に強化する	50	建設1課長	H25の基本施策指標の目標値を達成するため、現在採択されている道路の新設改良工事の早期完成に傾注する。その上で公共残土の受入や残土処分場の確保、工法の再検討を行い事業費圧縮に取り組む。新規の事業採択に当たっては、補助事業採択を基本に費用対効果に留意し、採択基準を明確にして緊急度の高い道路を採択する。
		③ 市内交通機関の利便性を高める	51	企画課長	現時点では、平成23年度からの「伊賀市交通計画」に基づき、その重点施策の実施、検討など一定の見直しを行い、効率的・効果的な交通体系を構築することが必要と考える。市民意識調査での必要度は高いが満足度が低い結果から、利用者は、定時定路線で運行をしている行政バスや廃止代替バスより必要な時に必要な場所に移動できる自家用車やタクシーと同じ様な移動手段を望んでいることが考えられるが、行政が運行する公共交通機関としては、市域を全てカバーすることやドア・トゥ・ドア方式のフルデマンド運行は出来ないことから、地域住民のニーズを見極め、今後、地域が自ら運行する地域自主運行バス等による移動手段を行政からの財政的な支援も含めて具体的に検討する必要がある。
	(2) ネットワーク環境の整ったまちづくり【便利】	① 高度情報化に対応した地域と市役所をつくる	52	情報推進室長	当面、必要に迫られている汎用機からオープンシステムへの移行を中心に事業を進める。国による制度改正が予定される過渡期であり、新たなシステムの導入は当面控える。国が進める事業分野も重複を避けるため実施しない。 新庁舎建設など大きな事業が山積する中、最小の経費で最大の効果が出せるよう投資対効果を十分検討が必要となる。その一環として県が進める自治体クラウド共同調達の協議に参加する。市として参加不参加の意思決定は、平成25年度中旬が予定されている。 新庁舎竣工後のシステム環境についても遅滞無く検討を進める。
	(3) 郷土愛を支える交流のまちづくり【共生・交流】	② 地域資源を活かして、他地域と交流する	54	企画課長	目標値は概ね達成できるものであるが、マンネリ化している状況のなかで、再度、交流内容の効果・効率性を検証しつつ費用対効果の視点から検討をしていきたい。
(4) 多文化が共生するまちづくり【共生・交流】	① 外国人と交流でき、共生できる地域社会をつくる	55	市民生活課長	外国人の生活課題に関する相談件数は、増えてきている状況の中で、わかりやすく相談しやすい行政機関となるよう努めなければならない。	
VI しくみ	(1) 一体感を生み出す市民と行政の協働のしくみ【共生・交流、分権・自治】	① 伊賀市としての一体感を生み出す	57	秘書広報課長	広報紙の配布について、自治会組織の未加入世帯について申し出により個別に送付しているが、配布率を高めるため市ホームページや広報いが市等で周知する。 行政情報番組については、各年代層ごとに関心のある情報をわかりやすく放送するため、行政情報番組検討委員会の意見を聞くとともに、番組制作スタッフ会議を重ね、番組の充実を図る。
	(2) まちを良くする意欲が反映されるしくみ【意欲、分権・自治】	① 行政職員の専門家としての能力や意欲を高める	58	人事課長	職員研修については、他市の例を見る中では、財政状況が厳しい中で、最も予算が削減がされやすい要素ではあるが、当市の姿勢として職員の人材育成には力を入れていくという方針が堅持されている限り、一定の経費は充当されるべきものであると考えられます。 したがって、市民のニーズに応えるためにも、最低限、現状程度の投資は必要であり、今後も継続して事業を展開していくべきであると考えます。
	(3) だれもが輝くまちをつくる地域内分権のしくみ【平等、分権・自治】	① 市内各地域の特性を活かした分権型のまちをつくる	60	管財課長	市の財政状況・財政計画を考慮すると、合併特例債を主要財源として平成26年度中に竣工することが不可欠であると考えられる。発注方法に関する議会同意や予算凍結の関係から、設計業務への着手が約半年遅れたため事業スケジュールに余裕はないが、平成26年度の完成の目標に向け、取り組みを進める。
		② 市内外から多様な主体を受け入れる、開かれたまちをつくる	61	企画課長	本事業は、様々な住民が参画・交流できる場としては妥当であると考えられるが、事業評価を検証しつつ住民自治協議会での役割分担を検討する必要がある。市の補助金の見直しの動向にあわせ、補助金額を見直す必要がある。
	(4) 地域の中に価値を見いだせる自治のしくみ【継承、分権・自治】	① 豊かさを実現するための地域に合った施策を住民自らが選択する	62	市民活動推進課長	本年度、地域包括交付金の二次見直しとして、各課の業務や補助金を整理し、地域で取り組んだほうが効果的、効率的な事業を地域包括交付金に含めていくためのメニュー化を進める。
	(5) 地域に合った主体的な活動による暮らしやすいしくみ【分権・自治】	① 住民自治活動を活発化させる	63	市民活動推進課長	地区市民センターの整備については、本年度は中瀬の改築及び古山の設計委託を行なう。 地域活動支援事業については、これまでの事業の検証を行なうため、本年度住民自治協議会、市民公益団体を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果によりニーズを把握すると共に補助金の見直しを行なう。
(8) 効果的に行財政運営を進めるしくみ【分権・自治】	① 行財政改革を推進する	67	総務課長	社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営を実現するため、集中的に行財政構造の改革に取り組み、引き続き歳入と歳出の両面から見直しを行う。市有財産を活用した歳入確保や民間委託の推進など行財政運営の抜本的改革を推進するため、職員一人ひとりの意識改革に努め、今後も第2次行財政改革大綱前期実施計画に基づき、目標達成に向けて計画的に取り組むを進める。	